

医療関係機関の皆様へ《お願い》

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。廃棄物を処理するには、まず第一に許可を有する廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

医療廃棄物の適正な事前処理ができる場合に限り、1回に排出する廃棄物の量が30kg未満(45ℓの袋3袋程度)の医療関係機関等(衛生検査所および医療関係研究機関を除く。)は、管轄の清掃事務所に事前申請を行うことにより区が収集を行います(有料)。事前処理の方法は、下表でご確認ください。

練馬区の収集に出す場合の事前処理一覧表

血液等=血液、血清、血漿、体液(精液含む。)

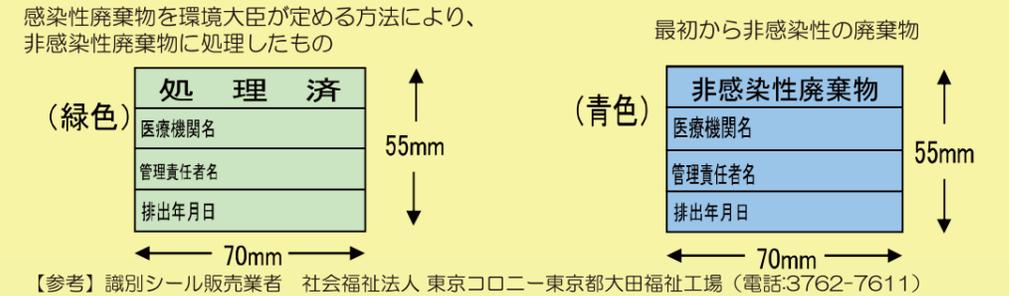
ごみの種類	廃棄物の例	血液等の付着	区の収集に出す前に院内で行う事前処理	備考	識別シール
可燃ごみ	A 【繊維類】 例：包帯、ガーゼ、脱脂綿 ※ 手術室、緊急外来室、集中治療室、検査室等で使用したものと感染性または感染性のおそれのあるものは「血液等の付着あり」と同様の処理をしてください。	あり	医療関係機関内で法定された滅菌方法により処理し、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにする。	付着した血液等の量および形状によっては、収集できない場合があります。	滅菌処理済(緑色)
	B 【紙おむつ】 ※ 感染症法の種類や血液の付着の有無によっては、区の収集では取り扱えない場合があります。	なし	透明や半透明の袋に入れる。		非感染性(青色)
		—	汚物を取り除き、透明や半透明の袋に入れる。		非感染性(青色)
C 【プラスチック・ビニール・ゴム類】 例：手術用手袋、チューブ、点滴バッグ、注射筒 ※ 手術室、緊急外来室、集中治療室、検査室等で使用したものと感染性または感染性のおそれのあるものは「血液等の付着あり」と同様の処理をしてください。	あり	医療関係機関内で法定された滅菌方法により処理し、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにする。	家庭から排出される容器包装プラスチックについては資源として回収していますが、医療関係機関等から排出される容器包装プラスチックについては、「可燃ごみ」として排出をお願いします。	滅菌処理済(緑色)	
	なし	透明や半透明の袋に入れる。		非感染性(青色)	
不燃ごみ	D 【ガラス・金属類】 例：処置用トレイ、薬の空き瓶、ピンセット、はさみ ※ 手術室、緊急外来室、集中治療室、検査室等で使用したものと感染性または感染性のおそれのあるものは「血液等の付着あり」と同様の処理をしてください。	あり	医療関係機関内で法定された滅菌方法により処理し、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにする。	ガラス類とは、割れていないもので洗浄済のものになります。 鋭利なものは、破砕・溶解処理ができていても、たとえ少量でも産業廃棄物処理業者に委託してください。	滅菌処理済(緑色)
		なし	透明や半透明の袋に入れる。		非感染性(青色)
古紙	E 【紙製品(感染性またはその疑いのないもの。)] 例：待合室の新聞、雑誌、事務室の紙類、ダンボール	—	新聞・雑誌・ダンボールを品目ごとにひもで束ねる。		不要
ペットびん・缶・ペットボトル	F 【飲食用びん・缶・ペットボトル】 例：職員が飲用したびん・缶・ペットボトル	—	それぞれを分別して透明や半透明の袋に入れ、有料ごみ処理券を貼って、びん・缶・ペットボトル回収場所(集積所と異なる場合があります)に出す。	回収場所には、びん・缶用のコンテナ、ペットボトル用の回収袋が早朝、設置されます。	不要
G	【上記以外のもの ※少量であっても、廃棄物処理業者に委託してください】 ○ 感染性廃棄物(滅菌処理していないもの) ○ 鋭利なもの ○ 液状・泥状のもの(血液・レントゲン廃液・油類・薬品類等) ○ 臓器類 ○ 適正に処理することが困難なもの				

排出時の注意点

- 医療廃棄物を排出する際は、滅菌処理や管理等に十分注意を払い、近隣住民や収集職員等に危険のないように出してください。
- 排出方法を確認のうえ、「有料ごみ処理券」と必要に応じて「識別シール」を袋の見やすい場所に貼って出してください。
- 清掃事務所に申請した集積所に、朝8時までに出してください。

識別シールについて

- ※ 紙の色が同じであれば、各医療関係機関で作成しても構いません。
- ※ 識別シールの記載事項は、もれなく記載してください。



排出方法

A~Dの処理
 有料ごみ処理券 識別シール

袋の容量にあった「**有料ごみ処理券**」と「**識別シール**」を確認し、見やすい場所に貼ってください。

Eの処理
 ※ 識別シールは不要です。
 有料ごみ処理券

●古紙は、次の基準で10ℓ券を1枚貼ってください。
 新聞…A4判で高さ20cm
 雑誌…高さ10cm
 ダンボール…みかん箱の大きさで2枚

Fの処理
 ※ 識別シールは不要です。
 袋の容量にあった「**有料ごみ処理券**」を確認し見やすい場所に貼ってください。

有料ごみ処理券(事業系)について

- 必ず「練馬区」の有料ごみ処理券を貼ってください。
- 袋の容量に見合った有料ごみ処理券を貼ってください。
- 券種および料金

70ℓ 3,045円 (5枚1セット)



45ℓ 3,910円 (10枚1セット)



20ℓ 1,740円 (10枚1セット)



10ℓ 870円 (10枚1セット)



問い合わせ

〒176・179地域 練馬清掃事務所 電話3992-7141
 〒177・178地域 石神井清掃事務所 電話3928-1353

【有料ごみ処理券について】 清掃リサイクル課 電話5984-1059